

2020年8月吉日

お客様各位 御中

株式会社小森コーポレーション
サービス技術本部販売管理課
〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋 3-9-8
Tel:03-3624-7157
Fax:03-3624-7186

10月1日(木)を越えて「インキローラーメンテナンスクリーナー KG-131」を所有されている場合の注意点

この度、厚生労働省より毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令が、2020年7月1日に施行され、9月30日迄の経過措置期間として、3ヶ月の猶予期間が設けられました。

法改正に伴いまして、「インキローラーメンテナンスクリーナー KG-131」の成分の一部が、閾値を超え新たに「劇物」に指定される事となります。

2020年10月1日(木)を越えて「インキローラーメンテナンスクリーナー KG-131」を所有されている場合につきましては、下記「10月1日(木)を越えて所有し、販売、保管、使用される場合」に必要な内容を記載いたしました。

新製品「インキローラーメンテナンスクリーナー KG-131A」への移行をお願いすると共に、「インキローラーメンテナンスクリーナー KG-131」につきまして、ご不明な点等がありましたら、弊社へお問合せいただきますよう、宜しくごお願い申し上げます。

何卒、内容をご確認いただき、事情御賢察のうえ、ご理解を賜りますようよろしくごお願い申し上げます。

【記】

「2020年10月1日(木)を越えて所有し、販売、保管、使用される場合」

- ① 販売に関する登録： 販売する場合は、登録が必要です。
- ② 販売方法： 販売や購入に際し譲受書の提出を受けるかまたは、記載が必要です。
- ③ 保管方法： 白地に赤で医薬用外劇物と表示された、施錠可能な保管庫で保管され、製品管理表などで適切に管理が必要です。
- ④ 毒劇物取扱責任者の設置： 毒劇物を取扱う営業所または、店舗ごとに毒劇物取扱責任者、および管理監督者の設置が必要です。(保健衛生上の危害防止に当たらなければなりません)
- ⑤ 表示義務： 表示の整っていない製品（劇物表示のない製品）は、販売授与、使用することが出来ません。
- ⑥ 毒物及び劇物取締法の詳細については、下記 URL をご参照ください。
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

以上